

北九州市立戸畠中央小学校 父母教師会規約

第一章 総則

第1条 名称

この会は、北九州市立戸畠中央小学校父母教師会(略称:戸畠中央小学校 P T A)と称し、事務局を同小学校に置く。

第2条 目的

本会は、学校と家庭及び地域社会の連携・協力により、公教育を推進し、心豊かな児童の育成と児童の福祉の向上を期することを目的とする。

(1) 本会は、会員の一人として、前項の目的を達成するための諸活動を行い、親としての、また、保護者としての資質の向上を図るとともに、会員相互の親睦を深める。

第3条 方針

本会の方針は、次の通りとする。

- (1) 本会は、特定の政党、宗教にかたよることなく、営利を目的としない。
- (2) 本会は、教育行政の指導や、学校の教育方針等についての干渉をしない。
- (3) 本会は、本会と同じ目的を持つ関係団体や機関と連携・協力する。

第4条 事業

本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本校教育の理解と振興に関すること。
- (2) 児童の健全育成や健康・安全に関すること。
- (3) 児童の教育環境の改善に関すること。
- (4) 会員の資質の向上を図るための研修に関すること。
- (5) 会員の積極的な活動参加に関すること。
- (6) 本会活動の活性化と充実に関すること。
- (7) 校区や関係機関との連携・協力に関すること。
- (8) 本会活動の広報に関すること。
- (9) その他、本会目的達成に関すること。

第二章 会員

第5条 会員の資格

- (1) この会の会員は、在校児童の保護者および本校の教職員のうち、所定の入会申込書により入会手続きを行ったものとする。
- (2) この会の会員は、会員としての資格を喪失するか、また所定の退会届を（非加入届）を提出することにより、この会を退会できる。

第6条 会員の権利及び義務

- (1) 会員は総会で決定した会費を納めなければならない。但し、特別の事情がある場合は、役員会の議を経て減免を受けることができる。

第三章 役員及び会計監査員

第7条 役員及び会計監査員

- (1) 役員は会員より選出し、次の通りとする。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 4名
 - ③ 書記 4名（1名は本校職員）
 - ④ 会計 3名（1名は本校職員）

但し、会長の判断により、若干の増減は認められるものとする。

- (2) 本会の経理を監査するため、若干名の会計監査員を置く。
但し、会長の要請があれば、会計監査員を役員に入れることができる。

第8条 役員及び会計監査員の任務

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
会長は、総会をはじめ必要な会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある場合にはその任務を代行する。
- (3) 書記は、すべての会議録及び会の活動状況の記録など、本会の文書事務を行い、毎年度末にこれらの記録を後継者に引き継ぐ。
- (4) 会計監査員は、会計簿及び関係書類を監査し、総会において報告するものとする。

第9条 役員及び会計監査員の選出

(1) 役員及び会計監査員は選考委員会により推薦を受け、総会において承認を得て決定する。

第10条 役員及び会計監査員の任期

- (1) 役員及び会計監査員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 役員及び会計監査員が欠けた場合は、理事会においてこれを選出し会長が委嘱する。但し、任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 会長が欠けた場合は、役員会で選出し、理事会で承認を得る。

第四章 総会

第11条 総会

- (1) 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決定機関である。
- (2) 総会は、年1回年度初めに開く定例総会と、会長が必要と認めた場合、また、全会員の一割以上で要請があった場合、会長が臨時総会を招集する。
- (3) 総会及び臨時総会は、会員の三分の一以上の出席(委任状も含む)を持って成立する。総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- (4) 総会は、次の事項を審議し決定しなければならない。
 - ① 収支決算についての事項
 - ② 役員及び会計監査員を承認し、決定する。
 - ③ 収支予算についての事項
 - ④ その他理事会において必要と認めた事項

第五章 理事会

第 12 条 理事会

- (1) 理事会は会長が委嘱した理事、役員、校長、教頭、教務主任と各委員会担当職員を持って構成する。会長委嘱の理事は、各委員会の正委員長・副委員長とする。
- (2) 理事の任期は、1年とし再任を妨げない。
- (3) 理事会の議長は、会長を除く役員とする。
- (4) 理事の任務は、次の通りとする。
 - ① 総会において委任された事項及び総会に属さない重要事項の審議
 - ② 予算の総額および大綱の範囲内における予算の活用の承認
 - ③ 総会に提出する議案の審議
 - ④ 各委員会の立案した計画の承認
 - ⑤ 役員、学校、各委員会の連絡調整
 - ⑥ その他会長が必要と認めた事項の運営

第六章 委員会

第 13 条 委員総会

- (1) 委員総会は、各委員会所属の役員及び教職員、各委員会所属委員で構成する。
- (2) 委員総会は、各委員会の正委員長1名、副委員長5名から11名を決定する。

第 14 条 全体委員会

- (1) 全体委員会は全委員をもって構成する。
- (2) 全体委員会は、次の事項を審議する。
 - ① 各委員会の年間行事予定
 - ② その他必要な事項

第 15 条 専門委員会

- (1) この会に下記の専門委員会を置く。
 - ① バザー委員会
 - ② 広報委員会
 - ③ 成人教育委員会
 - ④ 愛護委員会
 - ⑤ 環境委員会

(2) 会長が必要と認めた場合、理事会の議を経て、特別委員会を置くことができる。

第16条 委員会の任務

(1) 各委員会の任務は、次の通りとする。

②バザー委員会

バザーに関する企画、運営を行う。

③広報委員会

本会の活動に必要な広報活動を担当し、P T A新聞を発行する。

④成人教育委員会

文化活動や家庭教育学級を担当し、会員の知識教養と相互親睦と向上を図る。

⑥愛護委員会

児童の校外生活、交通安全に関する事項を担当し、児童の集団活動を助成する。

⑦環境委員会

児童の教育的環境の整備に協力する。

第七章 経理

第17条 収入

本会の会計は、会費による一般会計と、承認を受けた事業及びその他の収入による特別会計からなる。

第18条 会計

(1) 本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

(2) 本会の会計は監査を経て総会に報告し、承認を受けなければならない。

(3) 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第八章 規約の改正

第 19 条

- (1) この規約の改正案は、総会前に全会員に知らせ、総会において出席会員の過半数の賛成を得て議決する。
- (2) 規約改正案が成立した場合は、発行年月日と本文を末尾に付記する。

第九章 規約の発行

第 20 条

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日より実施する。

※役員選考規定・慶弔規定・旅費規定については、別に細則を設ける。

この規約は、平成 19 年 4 月改正。

この規約は、平成 26 年 4 月改正。

この規約は、平成 29 年 4 月改正。

この規約は、令和 4 年 4 月改正。

北九州市立戸畠中央小学校 父母教師会規約

役員選考規定

- 第1条 この規定は、戸畠中央小学校父母教師会規約第8条の規定に基づきこれを定める。
- 第2条 役員選考委員会（以下「委員会」）の委員会は、PTA各委員会から1名、学校側1名と卒業役員をもって構成する。
- 第3条 委員会は、委員の互選により、委員長・副委員長を置く。
- 第4条 委員長は役員候補（学校選出の役員を除く）の選考業務を遂行する。
- 第5条 委員長は、委員を招集し、これを運営統括する。
- 第6条 委員会の議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。
- 第7条 委員であって、選考委員会で役員候補に推薦された場合、その時点（名前が上がった時点ではなく、最終選考段階）よりその委員会に加わってはならない。
- 第8条 委員会の任期は、第1回選考委員会を開催した日より新年度PTA総会開催日までとする。
- 第9条 委員会の会議内容は、選考中及び任期終了後においても、他に公開してはならない。但し、選考の結果については、至近の理事会で報告しなければならない。

この規定は平成26年4月に一部改正。

北九州市立戸畠中央小学校父母教師会規約

慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、児童及び本会の会員について慶弔事が生じた場合は、下記の通り慶弔費の支出を定める。

(種類及び金額)

第2条 慶弔費の種類及び金額については、次の通りとする。

(1) 教職員の場合

①慶事 結婚	10,000 円
出産	5,000 円
②弔事 本人の死亡	10,000 円
配偶者、子の死亡	5,000 円
③見舞 病気にて本人が1ヶ月以上入院した場合	5,000 円

(2) 児童、保護者の場合

①弔事 死亡	10,000 円
②見舞 病気にて本人が1ヶ月以上入院した場合	5,000 円

(返礼)

第3条 この規定に関し行われた慶弔に対する返礼は、一切受け付けない。

(規定外事項)

第4条 本規定以外のことが生じたときは、適宜会長がこれを処理する。

(改正)

第5条 この規定の改正は、理事会にて行う。

(付則)

この規定は、平成13年4月1日より実施する。

この規定は、平成22年4月26日に一部改正

北九州市立戸畠中央小学校父母教師会規約

旅費規定

(目的)

第1条 この規定は、会員が本会を代表して、対外的な会合等に参加する場合の旅費の支給について定める。ここでの対外的な会合とは、会長及び学校側からの要請、動員を求められた会合のことをいう。ただし、他の団体から支給されるものについては、この限りではない。

(旅費)

第2条 会合等の参加にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費
- (2) 昼食費
- (3) 宿泊費（夕・朝食含む）
- (4) その他会合等の参加に伴い、正当な支出費用と認められる経費

(交通費)

第3条 交通費の種類及び金額については、次の通りとする。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 戸畠区内（校区内は除外） | 500円 |
| (2) 北九州市内 | 1,000円 |
| (3) 北九州市外 | 実費 |

2 前項に定める金額にそれが満たない場合は、差額は支給する。

(昼食費)

第4条 会合等が、昼食時間帯（正午）にかかる場合は、昼食費として800円を支給する。ただし、午前及び午後ののみの会合等につきましては、支給しないものとする。

(宿泊料)

第5条 宿泊を要する会合等には、宿泊料として実費を支給する。

(規定外事項)

第6条 本規定に定められていない事項については、適宜会長がこれを処理する。

(改正)

第7条 この規定の改正は、理事会にて行う。

(付則) この規定は、平成13年4月1日より実施する。

この規定は、平成20年4月18日に一部改正